法律の現場から 121

主権者としての自覚を

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 新山 直行

憲法の3つの柱の1つに「国民主権」があります。その国の在り方を決めるのは、国民であるということを表しています。しかし、日本の投票率は悪く、平成26年の衆議院選挙の全体の投票率は52・6％でした。また、世代順に投票率が下がっていることが分かり、20代に至っては32・5％しかありません。ところで、今年の6月に、改正公職選挙法が施行され、選挙権の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

7月の参議院選挙は18歳選挙権が認められた初回選挙で、国のPRも盛んだったので、若者の選挙への関心はここ近年で1番かと思えます。しかし、選挙への参加は、まさに国民主権の現れですから、今回だけにとどまらず、今後の選挙にも積極的に参加してほしいと思います。また、投票にあたっては、諸外国の若者のように政策についての議論も行ったうえで投票できるような国になることを期待しています。